

広報 おたる 2

OTARU CITY NEWSLETTER No.930

FEB. 2026
令和 8 年 2 月号
小樽市




風の中で舞上がるシフォンスカーフをキャッチ！新子育て支援センター「おやこの集いの場」の遊具で遊ぶ女の子。この日は、親子行事に参加したり、ひろばの遊具で遊んだり、たくさん親子の笑顔であふれていました。

- 02 特集～冬こそ！介護予防教室に参加してみませんか
- 04 第28回 小樽雪あかりの路
- 05 4月から「宿泊税」が始まります
- 06 突然の災害にも慌てない準備を
- 08 令和8年度市民税・道民税の改正点のお知らせ

- 09 蛍光灯の製造・輸出入が禁止されます
- 10 情報パレット～くらし、教育文化、健康、その他
- 18 ～おたる子育てけいじばん
- 20 見つけた！小樽！「しりべしコトリアード」

おたる 2

毎月1日発行

発行・編集/小樽市総務部広報広聴課
〒0134(32)4111内線223、0134(27)4331
okoho@city.otaru.lg.jp

小樽市役所

〒047-8660小樽市花園2丁目12番1号
〒0134(32)4111(代表)
執務時間：午前9時～午後5時20分

小樽市ホームページ
小樽市



広報番組

- テレビ
 - 小樽フラッシュニュース(STV)
 - 毎週土曜日：午前10時25分
 - ラジオ
 - 小樽市民ニュース(FMおたる/76.3MHz)
 - 月～金曜日：午前9時40分ごろ
 - 土・日曜日：午前9時53分ごろ
 - 明日へ向かってスクラムトライ！(同)
 - 第1・3月曜日：午後2時
 - 放送翌々日の水曜日：午後7時(再放送)
- ※FMおたるホームページからも聴くことができます。

住民基本台帳人口

(令和7年12月31日現在)
人 口：10万2355人
(うち外国人口1305人)
男4万6278人・女5万6077人
世帯数：5万9673世帯

防災関係の連絡先

小樽市消防本部 ☎(22)9137
小樽市水道局 ☎(22)8111
小樽警察署 ☎(27)01110

当番医の診療時間

祝日を除く 月～金曜日	祝日を除く 土曜日	日曜日、祝日 年末年始
午前7時～ 夜間急病 センター	午前7時～ 夜間急病 センター	午前7時～ 夜間急病 センター
午前9時～ 午後0時30分 かかり つけ医等	午前9時～ 午後0時30分 かかり つけ医等	午前9時～ 午後0時30分 かかり つけ医等
午後2時～ 夜間急病 センター	午後2時～ 夜間急病 センター	午後2時～ 夜間急病 センター

当番病院は、テレホンサービス(録音による案内) ☎(22)4618または小樽市医師会のホームページで確認できます。
○サービス案内時間
土 曜 日：午前7時～午後2時
日曜日、祝日：午前9時～午後6時
※医療相談は行っていません。

DISCOVERED IN OTARU

見つけた！小樽！



しりべしコトリアード

具材とスープに後志産の食材を使うこと、そして爽やかな酸味のヴィネグレットソースを添えることを基本ルールとした食べるスープ「しりべしコトリアード」。「地元の食材の豊かさを伝えたい」「後志に住んでいる人にごさ、おいしさを知ってほしい」という全日本司厨士協会小樽支部のシェフの皆さんの思いから、平成24年に生まれました。令和6年には市内の学校給食にも採用され、7年度の北海道学校給食コンクールでは優秀賞に選ばれるなど、地域の食文化を未来につなぐ取り組みにもつながっています。2月1日から開催されている「しりべしコトリアードフェア」では、参加する飲食店それぞれの個性を生かした一皿を味わうことができます。「後志にこんなおいしい食材があったんだ！」この機会に、後志ならではの食の魅力に触れてみませんか。

今月の「まちの写真館スマイル」は休載です。

教育カードローン キャンパスサポート

(ご利用イメージ)

ローンカードを使って、ATMで必要額をお借入れ

卒業後は、毎月分割返済(証書貸付)に切替え

カードローン期間
(原則利息支払のみ
※卒業後の返済もOK)

入学前 9か月以内 在学中 4年以内 証書貸付 卒業後 3か月以内

証書貸付期間
(毎月分割返済)

卒業後 3か月以上10年以内

ご融資利率 年3.0% (保証料込)

カードローン期間：固定金利
証書貸付期間：変動金利

教育関連費用全般にご利用いただけます。
ご融資限度額は50万円以上500万円以内

(ご利用期間) カードローン期間：原則5年以内(1年更新) / 証書貸付期間：3か月以上10年以内
(ご返済方法) カードローン期間：原則利息支払のみ(毎月10日) / 証書貸付期間：毎月元金又は元金均等返済【保証会社】しんきん保証基金
※当基金が保証会社の業務範囲内により、ご返済に遅延しない場合があります。お支払は毎月1日1日指定の日です。滞りても金利を滞りなくお支払いください。

北海道信用金庫テレホンバンク
0120-865-634
(平日9:00～17:00)
<https://www.shinkin.co.jp/hokkaido/>
北海道信用金庫
HOKKAIDO SHINKIN BANK

商品内容の詳細、返済額の試算、仮審査申込み



この広報誌は、再生紙と環境にやさしい大豆油インキを使用しています。

特集

冬こそ！介護予防教室に参加してみませんか

冬は外出を控えがちになり、身体やこころのバランスを崩しやすい時期です。ここでは、フレイル（心身機能が低下した状態）を予防するための教室やボランティア活動について紹介します。



冬の介護予防教室をおすすめする3つの理由

「地域版介護予防教室（介護予防教室）」は、市が養成する市民ボランティア「介護予防サポーター」が運営し、おおむね65歳以上の方を対象に、月2～4回、ストレッチや筋力トレーニング、脳トレ、レクリエーションを行っていただきます。参加者は年々増え、令和6年度は延べ約1万人が参加しました。

冬の寒さを元気に乗り切るために、介護予防教室は特におすすめです。ここでは、冬の参加をおすすめする3つのポイントを紹介いたします。

point 01 冬の「転倒・骨折予防」

加齢により筋力やバランス

point 02 仲間と運動すること「習慣になりやすい」

体力や筋力を保つには、外出を控えがちな冬も運動を続けることが大切です。仲間と行う運動は、習慣になりやすいと言われています。参加してみたい教室がありましたら福祉総合相談室までご連絡ください。



介護予防教室「健太くん」の活動の様子

地域版介護予防教室

参加を希望する方は福祉総合相談室へ。※印の教室は現在、新規参加者の受け付けを停止しています。

料金 月額300～500円の参加料と、傷害保険料（年額1200円程度）

教室名	回数、曜日	時間	会場
シニア元気教室「ひまわり」	第1・3水曜日	午前10時～11時30分	丸山下会館（塩谷4）
シニア元気教室「はびねず」	第2・4月曜日	午前10時～11時30分	幸会館（幸3）
シニア元気教室「笑顔」	毎週金曜日	午前10時～11時	長栄会館（長橋5）
介護予防教室「なえぼ」	第2・4火曜日	午前10時～11時30分	長和会館（長橋3）
シニア体操教室「かもめ」	第2・4火曜日	午前10時～11時30分	梅広会館（梅ヶ枝町）
介護予防教室「いっしょ1」	第2・4水曜日	午前10時～11時30分	生涯学習プラザ（レビオ）
介護予防教室「いっしょ2」	第1・3木曜日	午前10時～11時30分	いなきたコミュニティセンター5階
介護予防教室「からまつ」	第2・4水曜日	午前10時～11時30分	最上会館（最上1）
介護予防教室「すみのえ」	第2・4木曜日	午前10時～11時30分	住ノ江会館（入船2）
介護予防教室「手と手」	第2・4水曜日	午後1時30分～3時	信香会館（信香町）
介護予防教室「ひだまり」	第2・4木曜日	午後1時30分～3時	若竹会館（若竹町）
介護予防教室「健太くん」	第1・3水曜日	午後1時30分～3時	東小樽会館（桜1）
介護予防教室「ふれあい」	第1・3金曜日	午前10時～11時30分	ふれあい桜（桜1）
野の花体操教室（Ⅰ）	第1・3金曜日	午前10時～11時30分	朝里中学校図書室（新光3）
野の花体操教室（Ⅱ）	第2・4金曜日	午前10時～11時30分	桂岡十万坪会館（桂岡町）
介護予防教室「すまいる」	第1・3水曜日	午前10時～11時30分	塩谷サービスセンター（塩谷1）
※シニア元気教室「しおかぜ」	毎週火曜日	午前10時～11時30分	
※シニア元気教室「わいわい」	水曜日（月3回）	午前10時30分～11時30分	オタモイ会館（オタモイ1）
※介護予防教室「おくさわ」	第1・3金曜日	午前10時～11時30分	奥沢本町会館（奥沢2）
※介護予防教室「びんしゃん」	第1・3水曜日	午前10時～11時30分	望洋ふれあいセンター（望洋台2）
※介護予防教室「元気」	第1・3火曜日	午前10時～11時30分	新光東会館（新光2）
※なでしこ体操教室	第2・4火曜日	午前10時～11時30分	朝里小学校視聴覚室（新光2）

point 03 楽しい交流で「こころも元気」

冬は、外出の機会が減ることと、人との交流が減り、気分が落ち込みやすくなりがちです。そんな時でも、教室に参加すれば、仲間と体を動かして、笑い合い、つながりを持つことができます。

◆ ◆ ◆

お近くの教室に参加して、楽しく健康づくりをしてみませんか？転倒予防にも効果的な運動を楽しみながら続けられる介護予防教室は、冬の介



▲介護予防教室「いっしょ1」の活動の様子と、介護予防サポーターの皆さん

介護予防サポーターTシャツをリニューアル！

介護予防にぴったりです。

平成23年に市内で最初の介護予防教室ができてから14年が経過しました。市では、介護予防教室を自主運営するボランティアである「介護予防サポーター」へ活動時に着用するTシャツをお渡ししています。令和7年度には、活動を続けるサポーターのモチベーション向上と、若い世代を含む幅広い世代の関心を高めるため、長年使用してきたデザインを一新しました。新デザインには、市内の発達支援事業所「きつずてら」



介護予防教室「健太くん」の介護予防サポーターの皆さん

シニアからだづくり教室

市では、介護予防教室のほか、「シニアからだづくり教室」を開催しています。専門職が特色ある運動プログラムを指導し、「健康なからだづくり」をサポートします。現在、3クール目の教室を3月まで開講中です。複数の教室への申し込みが可能です。定員がありますので、興味のある方はお早めに各施設へお問い合わせください。
回数 週1回（1クール12回・1回1時間）
対象・定員 65歳以上の方・各30人（先着）
料金 各回500円



▲メディカルフィットネス小樽の活動の様子

メディカルフィットネス小樽（ウイングベイ小樽） ☎(64)7822

月・木曜日
開催

買い物ついでに利用できる！出席回数に応じて、もみほぐしサービス券やパーソナルトレーニング券など、特典多数！
問い合わせ 午前10時～午後7時30分に電話で同施設へ

シンコースポーツ北海道（総合体育館） ☎(33)3711

月・金曜日
開催

理学療法士や健康運動実践指導者が、誰でも安全で効果的にできるプログラムを実施！
問い合わせ 午前9時～午後9時に直接または電話で同施設へ

フィットネスクラブ・ソプラティコ小樽（花岡4） ☎(22)3100

火～土曜日
開催

筋力トレーニングや有酸素運動で汗を流した後は、館内のお風呂を利用できる！
問い合わせ 午前10時～午後5時に電話で同施設へ

サンフィッシュスポーツクラブ（若松1） ☎(29)0335

火・水・金曜日
開催

水中で運動をした後、天然温泉の露天風呂を利用できる！参加者は施設利用料金がかかります！（水着と帽子が必要。）
問い合わせ 午前10時～午後8時に直接または電話で同施設へ

4月から「宿泊税」が始まります

市では、観光振興の新たな財源として、4月1日から「宿泊税」を導入します。ここでは、「宿泊税」の概要や使い道などについてお知らせします。

【詳細】 賦課徴収について：市民税課 ☎(32)4111内線241、☎(22)5354
使い道について：観光振興室 ☎(32)4111内線7450、☎(27)8600

宿泊税の制度概要

○課税開始日

令和8年4月1日から



○納税義務者

旅館業法の許可を受けて営む小樽市内のホテル・旅館、簡易宿泊所または住宅宿泊事業法の届け出をして営む住宅（民泊）の宿泊者

【課税免除対象者】

- ・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）が主催する修学旅行その他学校行事に参加している幼児、児童、生徒、学生と引率者
- ・認定こども園、保育所、家庭的保育事業を行う施設等が主催する、当該施設全体または年齢で区分した集団ごとで実施される行事に参加する満3歳以上の幼児と引率者

○税率

宿泊者1人1泊につき、200円（一律定額制）。宿泊料金の区分に応じて、次の表に定める額を課税

宿泊税総額（市と道の合算額）			
宿泊料金	小樽市宿泊税	北海道宿泊税	宿泊税総額
2万円未満	200円	100円	300円
2万円以上 5万円未満	200円	200円	400円
5万円以上	200円	500円	700円

◆ 具体的な使い道が決定しましたら、市ホームページなどでお知らせする予定です。

観光のさらなる発展のために
小樽市は、豊かな自然や魅力ある街並みに恵まれ、年間約800万人もの観光客が訪れる観光地として、国内外で高い知名度を誇っています。一方で、観光客の滞在時間の短さや観光スポットの固定化、交通渋滞、マナーの問題、さらに「おもてなし」の質の向上などが課題となっており

ます。小樽市が将来にわたって「選ばれ続ける観光都市」として発展していくためには、こうした課題を解決し、「何度でも訪れたい」と思ってもらえる持続可能な観光地域づくりが必要です。そのため、歴史遺産や小樽らしい景観の保全、観光客の受け入れ環境の整備、オーパツーリズム対策といった観光の振興を図る施策のための安定した財源を確保するた

め、宿泊税の導入を決定しました。
宿泊税とは
宿泊税は、市内の旅館業法の許可を受けて営業している宿泊施設（旅館・ホテル・簡易宿所）や、住宅宿泊事業法の届け出をして営む住宅（民泊）に宿泊する方に課税する税です。
小樽市では、1人1泊につき200円を課税する「一律

宿泊税の活用と今後について
宿泊税を活用して、外国人観光客の誘致や施設の整備、小樽の魅力発信を進めます。宿泊する人を増やし、税収の増加につなげることで、観光がさらに発展する好循環を目指すとともに、市民生活を守りながら持続可能な観光地域づくりを進めます。

定額制」を採用します。また、北海道でも同様に宿泊税が導入されますが、宿泊料金によって税額が変わる「段階的定額制」となっています（左上の表を参照）。



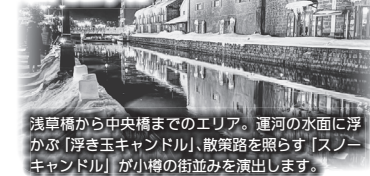
第28回 小樽雪あかりの路

開催期間：2月7日(土)～14日(土)の午後5時～9時

【詳細】 小樽雪あかりの路実行委員会事務局（産業港湾部観光振興室内）
☎(32)4111内線7267、☎(27)8600

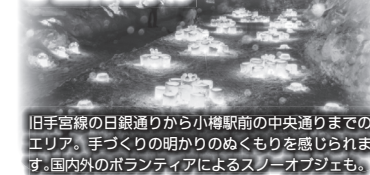
各会場の見どころ紹介！

運河会場



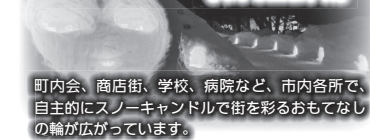
浅草橋から中央橋までのエリア。運河の水面に浮かぶ「浮き玉キャンドル」、散策路を照らす「スノーキャンドル」が小樽の街並みを演出します。

手宮線会場



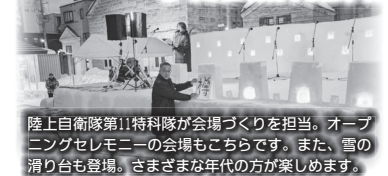
旧手宮線の日銀通りから小樽駅前の中央通りまでのエリア。手づくりの明かりのぬくもりを感じられます。国内外のボランティアによるスノーオブジェも。

あかりの市民会場 (市内各会場)



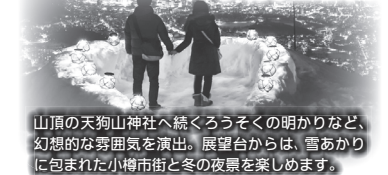
町内会、商店街、学校、病院など、市内各所で、自主的にスノーキャンドルで街を彩るおもてなしの輪が広がっています。

小樽芸術村会場



陸上自衛隊第11特科隊が会場づくりを担当。オープニングセレモニーの会場もこちらです。また、雪の滑り台も登場。さまざまな年代の方が楽しめます。

天狗山会場



山頂の天狗山神社へ続くろうそくの明かりなど、幻想的な雰囲気演出。展望台からは、雪あかりに包まれた小樽市街と冬の夜景を楽しめます。

市民ならではの！ 自宅で「雪あかり」

自宅にスノーキャンドルを設置し、ろうそくをとせば、あなたも雪あかりの温かい景色を作る「あかり人」です。2月14日(土)まで、市内のコンビニ等で公式ろうそく(8個入り600円)を販売しています。※ろうそく販売の収益は、全額「小樽雪あかりの路」の運営資金となります。

企画紹介

雪あかりの路体験ツアー (バックヤード・ツアー)

「おたる案内人」の資格を持つボランティアガイドが会場を案内します。雪あかりの路誕生の経緯を聞きながら、ボランティアによるスノーオブジェ製作やろうそく点灯作業の見学、スノーキャンドルづくりも体験できます。

【とき】 2月7日(土)・8日(日)・11日(祝)・14日(土)の各日午後3時～4時

【受付】 文学館・美術館

ワックスボウル製作体験

会場に飾られている「ワックスボウル」を作ってみませんか。製作したワックスボウルは持ち帰ることができます。

【とき】 2月7日(土)～11日(祝)・13日(金)・14日(土)の各日午後4時～7時
(13日(金)のみ午後5時から)

【料金】 大人(18歳以上) 2000円
子供(18歳未満) 1000円

【受付】 文学館・美術館・色内広場

SNS フォトコンテスト

イベントの様子や風景、自宅で「雪あかり」の写真などを撮影してInstagramなどのSNSへ投稿し、入賞者には豪華景品が！

突然の災害にも

慌てない準備を

地震や津波は、いつどこで起きるかわかりません。いざという時に命を守るためには、正しい避難行動と避難先を知っておくことが大切です。ここでは、避難行動のポイントや指定緊急避難場所・避難所についてお知らせします。

防災マップで

事前の確認を

令和7年12月8日深夜に発生した青森県東方沖地震では、小樽市は震度3でしたが、八戸市で震度6強クラスの大きな揺れが観測されました。7年6月に北海道が公表した日本海沿岸の地震・津波被害想定では、市内で震度6強の揺れが発生し、地震発生から26分後にはオタモイ海岸周辺に最大8・3mの津波が到達することが想定されています。これにより、約1万1000人の避難者が発生すると見込まれています。

災害に備えて

日ごろから家族や身近な人と避難方法について話し合っておくことが大切です。いざというときに慌てないよう、集合場所や連絡手段をあらかじめ確認しておきましょう。



小樽市防災マップ 小樽市防災マップ 小樽市防災マップ

また、非常時に持ち出す物をまとめた持ち出し品リストを作成し、非常用リュックとして常備しておくことが安心です（左を参照）。



あわせて、自宅での備蓄も準備しましょう。食料品や飲料水は、3日分を目安に、レトルト食品や缶詰など日持ちのするものを用意してください。飲料水は1人1日3ℓが目安です。賞味期限前に消費し買い足す「ローリングストック」もおすすです。

支援が必要な方のために

市では、自宅で生活している方のうち、災害時に自力で避難すること



避難行動のポイント

① 地震発生！まずは身の安全を確認

- ・低い姿勢で、頭を手やバッグで守る
- ・揺れがおさまってから、慌てず行動に出る

② 危険な場合は安全な場所へ移動

- ・ガラスや落下に注意し、広い開かれた場所へ移動

③ 津波の恐れがある際は、情報をチェック！

- ・防災行政無線 ☎ (27)1199
- ・市ホームページ、登録制メール、FMおたる等

④ 『指定緊急避難場所』へ移動

- ・津波、洪水、土砂災害、大規模火災などの際に迅速に避難するための屋外場所

⑤ 『避難所』へ移動

- ・自宅が災害による被害を受けた場合等に、避難生活をするための屋内場所

が困難な方を対象に、本人の同意を得た上で「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿は、災害時の安否確認や避難支援を円滑に行うため、地域で支援を行う方などとは共有しています。詳細については、災害対策室までお問い合わせください。

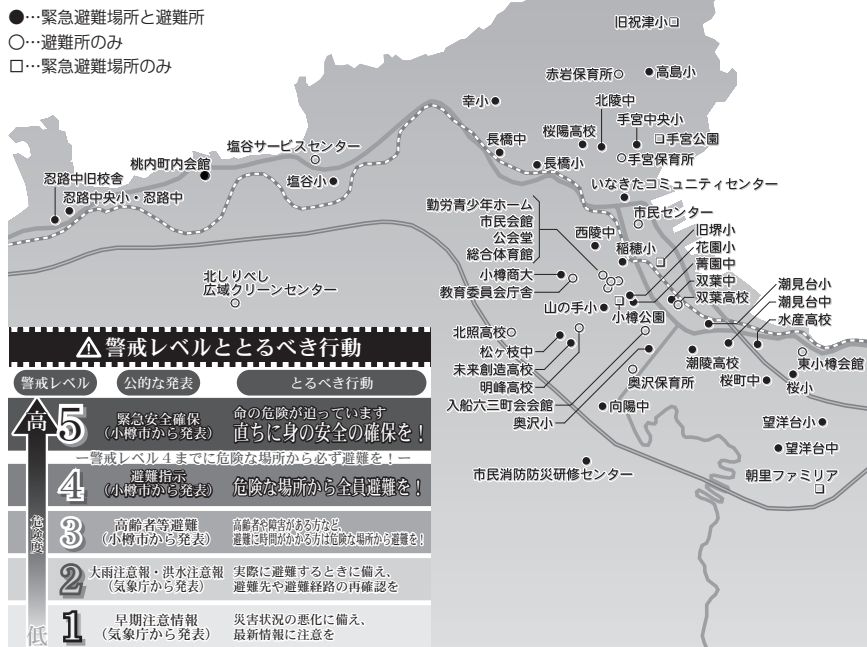
災害発生から避難完了までの行動ステップ



市が指定する緊急避難場所・避難所

※避難所は災害の状況に応じて開設します。
開設の有無は市からの情報を確認してください。

- …緊急避難場所と避難所
- …避難所のみ
- …緊急避難場所のみ



△警戒レベルととるべき行動		
警戒レベル	公的な発表	とるべき行動
高5	緊急安全確保 (小樽市から発表)	命の危険が迫っています 直ちに身の安全の確保を！
4	避難指示 (小樽市から発表)	危険な場所から全員避難を！
3	高齢者等避難 (小樽市から発表)	高齢者や障害がある方は、 避難に時間がかかる方は危険な場所から避難を！
2	大雨注意報・洪水注意報 (気象庁から発表)	実際に避難するときに備え、 避難先や避難経路の再確認を
1	早期注意情報 (気象庁から発表)	災害状況の悪化に備え、 最新情報に注意を

とき・ところ 次の表のとおり
申し込み 相談日前日の午後 5 時までに市ホームページの予約フォームへ



市役所別館 5 階
会議室

2月16日(月)～3月16日(月)
(土・日曜日、祝日を除く)
の午前9時～午後4時

【所得税・消費税の振替納税】

※事前に税務署または金融機関に届け出ること
で、毎年の確定申告等に係る国税を口座引き落としによ
り納付可（一度届け出ると継続して利用可）。

【法人道民税・事業税・法人市民税】

北海道および市では、インターネットを利用して法人住民税・事業税・法人市民税の申告を行うことができる「eLTAX」でも申請を受け付けています。詳しくは、北海道ホームページまたは小樽道税事務所ホームページ、市ホームページへ。

問い合わせ 小樽道税事務所課税課 ☎(23)9492、市
民税課 ☎241、☎(22)5354

税の申告は期限までに

8年度の市民税・道民税の申告場所・期間は、左の「税の申告」の表のとおりです。待ち時間緩和のため、市ホームページの専用フォームからの予約が便利です。

なお、確定申告は、原則市役所では受け付けできません。所得税、贈与税、消費税の確定申告書の提出・相談先は小樽税務署です（下の「確定申告」を参照。詳しくは小樽税務署へお問い合わせください）。

開設期間 2月16日(月)～3月16日(月)

受付時間 午前 9 時～午後 4 時 **申告会場** 小樽税務署
※マイナンバーカードとそれを読み取れるスマートフォンがあれば、国税庁ホームページ「確定申告作成コーナー」から e-Tax で申告可。

【期間中に確定申告会場での相談を希望する方】
予約は、国税庁 LINE 公式アカウントからのオンライン事前予約のみです（下の二次元コードから同アカウントを友だち追加）。当日、会場でも入場整理券を配付していますが、数には限りがあります。

【2月13日(金)までに税務署で相談を希望する方】

事前予約が必要です。確定申告会場の開設前であるため、対応できる人数に限りがあります。事前に予約をしていない方の申告相談は、受け付けできません。

国税庁 LINE
公式アカウント



問い合わせ 小樽税務署 ☎ (23)2171 (自動音声で案内)



物価の上昇への対応や、就

業調物価対策（昇格控えや年収の壁など）の観点から、令和8年度の税制改正が行われました。今回の税制改正で、給与と所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられ、各種所得の要件も緩和されました。さらに、大學生世代の子どもを扶養する場合に適用される「特定親族特別控除」が新設され、所得に応じた追加控除が受けられます。これらの改正は7年1月・12月の収入をもとに課税される、8年度（7年分）の個人住民税に反映されます。

給与と所得控除について、最低保障金額が 55 万円から 65 万円に引き上げられました。給与収入金額 190 万円以下の方は、給与所得控除額 65 万円が適用されます。

給与等収入金額	改正前	改正後
162万5000円以下	55万円	
162万5000円超 180万円以下	給与等収入額×40%－10万円	65万円
180万円超190万円以下	給与等収入額×30%＋8万円	
190万円超360万円以下	給与等収入額×30%＋8万円	
360万円超660万円以下	給与等収入額×20%＋44万円	
660万円超850万円以下	給与等収入額×10%＋110万円	
850万円超	195万円(上限)	改正なし

各種人的控除等に関する所得要件額が、次の表のとおり引き上げられます。

項目	所得要件等	改正前	改正後
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額	48万円以下	58万円以下
扶養控除	扶養親族の合計所得金額	48万円以下	58万円以下
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等	48万円以下	58万円以下
寡婦控除	離別の場合、子以外の扶養親族の合計所得金額	48万円以下	58万円以下
雑損控除	生計を一にする親族の総所得金額等	48万円以下	58万円以下
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	75万円以下	85万円以下
家内労働者の特例	必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円以下	65万円以下

生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者及び青色事業専従者等を除く）で、前年の合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の方（特定親族）がいる場合、新たに所得控除が受けられるようになります。適用する場合は、次の表のとおり特定親族の合計所得金額に応じて控除額が変わります。

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

▼詳細はこちら



●詳細 環境課 ☎(32)4111内線327、FAX(32)5032



家庭や事業所などで使用している一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入が、種類ごとに、令和9年末までに段階的に禁止されます（右の表のとおり）。

なお、蛍光灯の使用や販売、購入そのものが禁止されるわけではありません。現在お使いの蛍光灯は、引き続き使用できます。ただし、現在流通している在庫がなくなり次第、新たに購入することができなくなりますので、LED 照明への計画的な交換をお願いいたします。

お使いの照明が蛍光灯かどうか分からない場合は、
購入した販売店やメーカーにお問い合わせください。
※詳細は、市ホームページ(右上の二次元コード)へ。

蛍光灯の種類		禁止時期
	電球形蛍光灯	8年1月1日から※ ¹
	コンパクト形蛍光灯	9年1月1日から
	直管形蛍光灯	10年1月1日から※ ²
	環形蛍光灯	10年1月1日から※ ²

※1…30Wを超えるものは、9年1月1日から禁止。
 ※2…ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたものは、9年1月1日から禁止。